

(6) 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

【平成28年度の障害者虐待に関する調査結果について ・ 調査結果等を踏まえた留意事項について】

- 平成29年12月27日に公表した平成28年度の障害者虐待に関する調査結果では、養護者による虐待は減少傾向にある一方で、施設従事者等による虐待は増加傾向にあり、平成27年度と比較して虐待と判断された件数は18%増加(339件→401件)となっている。

参考:「平成28年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859.html>)

- 施設従事者等からの相談・通報件数が増加傾向にあることは、通報義務に関する理解が浸透されつつある状況とも解されるが、適切に虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について周知徹底を図るとともに、管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図られたい。

参考:障害者虐待防止対策支援事業 地域生活支援事業費等補助金493億円の内数(平成30年度予算案)

【成年後見制度の利用促進について】

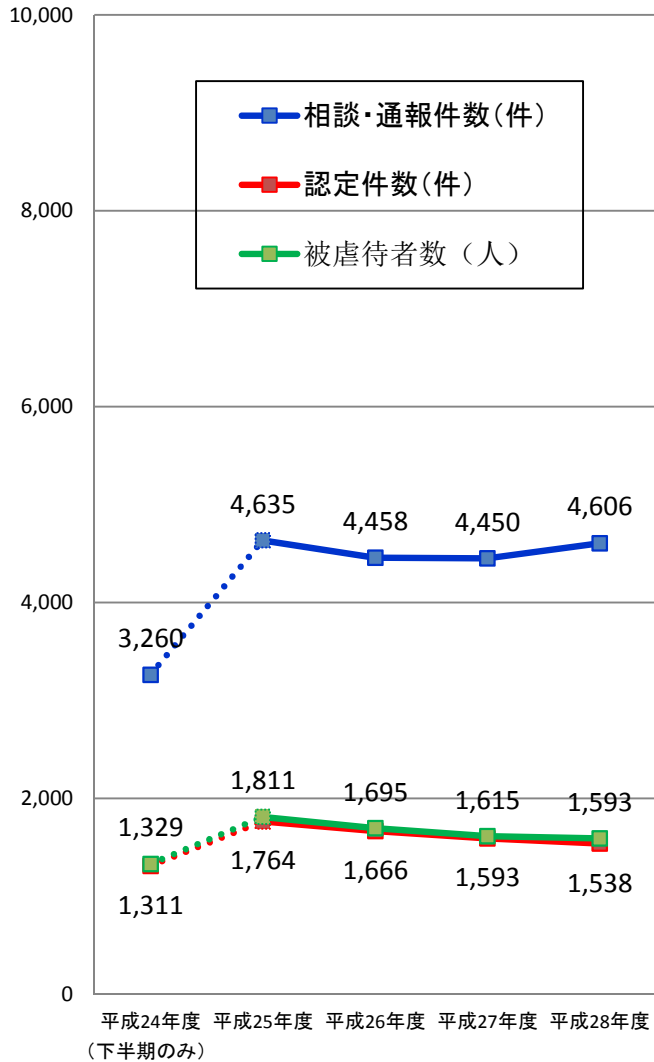
- 平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立し、政府においては平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を作成したところである。この基本計画を踏まえ、平成29年度以降は、地方自治体において計画を作成することが求められており、地域生活支援事業費等補助金も活用の上、より一層、成年後見制度の利用促進に向けた取組を図られたい。

参考:障害者に係る成年後見制度関係予算 地域生活支援事業費等補助金493億円の内数(平成30年度予算案)

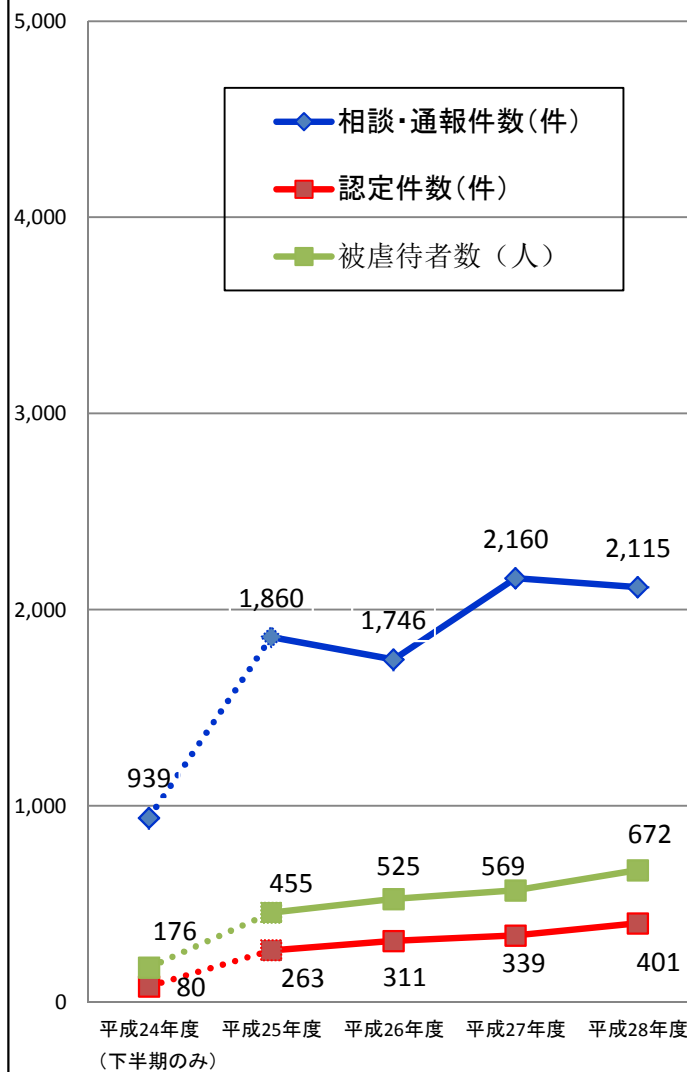
障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注:平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成28年度の4ヶ年分が対象。

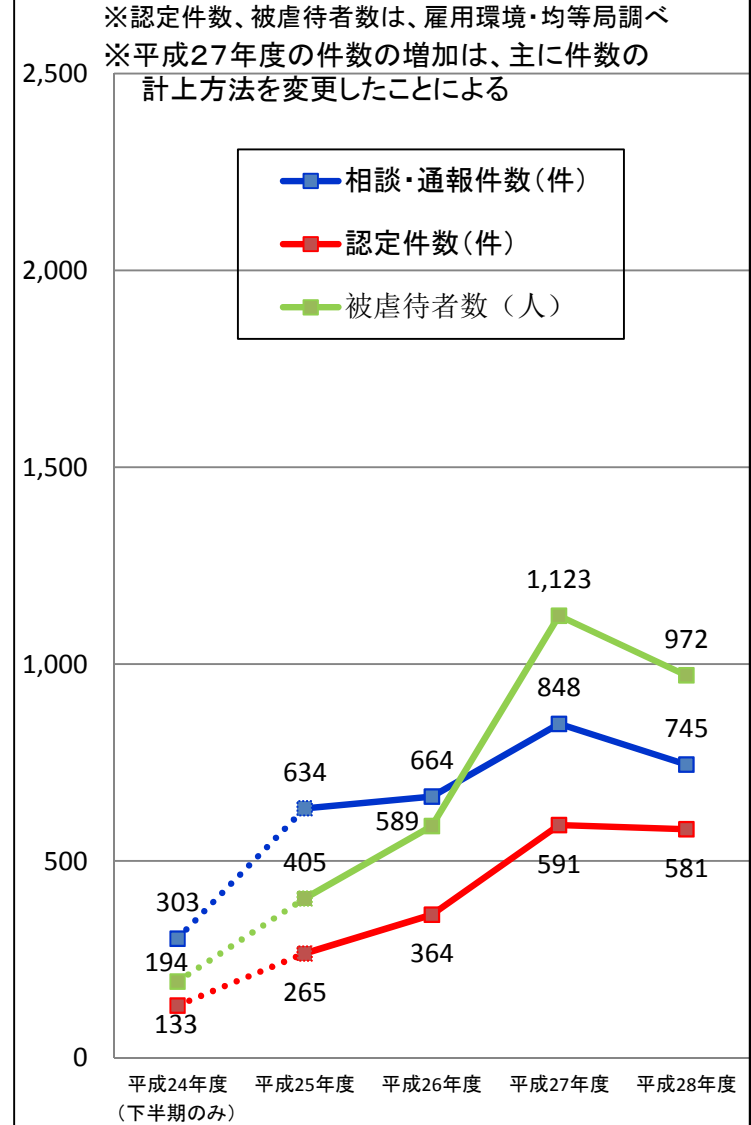
養護者による障害者虐待



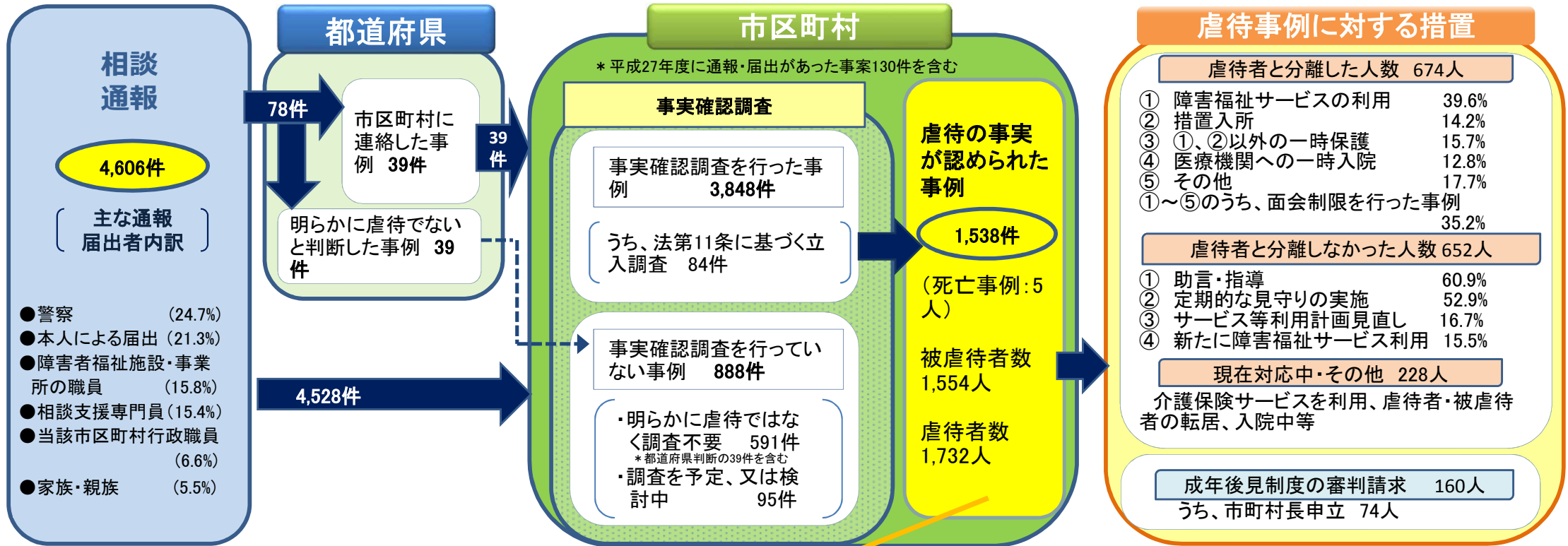
障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



平成28年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,732人)

- 性別 男性(62.0%)、女性(37.7%)
- 年齢 60歳以上(35.9%)、50～59歳(22.0%)、40～49歳(21.2%)
- 続柄 母(22.1%)、父(20.6%)、兄弟(14.0%)、夫(12.7%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
62.7%	4.2%	31.7%	15.9%	24.1%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	48.9%
虐待者が虐待と認識していない	47.5%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	30.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.6%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	20.8%
虐待者の介護疲れ	20.0%

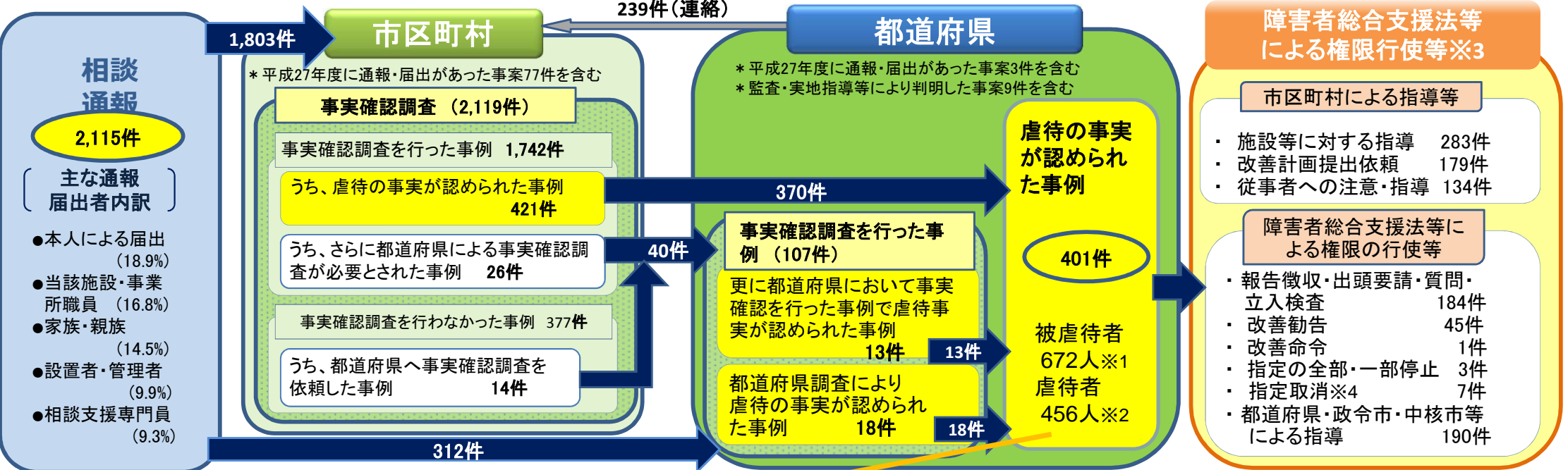
被虐待者(1,554人)

- 性別 男性(36.2%)、女性(63.8%)
- 年齢 40～49歳(22.7%)、50～59歳(20.3%)、20～29歳(19.6%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
23.0%	54.2%	32.6%	2.6%	2.8%

- 障害支援区分のある者 (55.4%)
- 行動障害がある者 (28.7%)
- 虐待者と同居 (80.1%)
- 世帯構成 両親と兄弟姉妹(11.1%)、単身(10.5%)、両親(10.3%)、配偶者(9.2%)、母・兄弟姉妹(8.8%)

平成28年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者 (456人)

- 性別
男性(73.2%)、女性(26.8%)
- 年齢
30～39歳(20.0%)、40～49歳(19.3%)
60歳以上(19.3%)
- 職種
生活支援員(40.1%)
その他従事者(11.4%)
管理者(7.7%)
指導員(7.5%)
世話人(6.6%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
57.1%	12.0%	42.1%	6.5%	9.5%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.1%
倫理観や理念の欠如	53.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	52.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	22.0%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	99	24.7%
居宅介護	10	2.5%
重度訪問介護	4	1.0%
療養介護	3	0.7%
生活介護	48	12.0%
短期入所	9	2.2%
自立訓練	2	0.5%
就労移行支援	7	1.7%
就労継続支援A型	26	6.5%
就労継続支援B型	52	13.0%
共同生活援助	76	19.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.5%
移動支援事業	8	2.0%
地域活動支援センターを運営する事業	6	1.5%
児童発達支援	4	1.0%
医療型児童発達支援	2	0.5%
放課後等デイサービス	42	10.5%
合計	401	100.0%

被虐待者 (672人)

- 性別 男性(64.3%)、女性(35.7%)
- 年齢
20～29歳(20.1%)、40～49歳(18.9%)
～19歳(13.5%)、30～39歳(13.2%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%

- 障害支援区分のある者 (58.9%)
- 行動障害がある者 (21.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の6件を除く395件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった20件を除く381件が対象。
 ※3 平成28年度末までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

平成28年度における使用者による障害者虐待の状況等

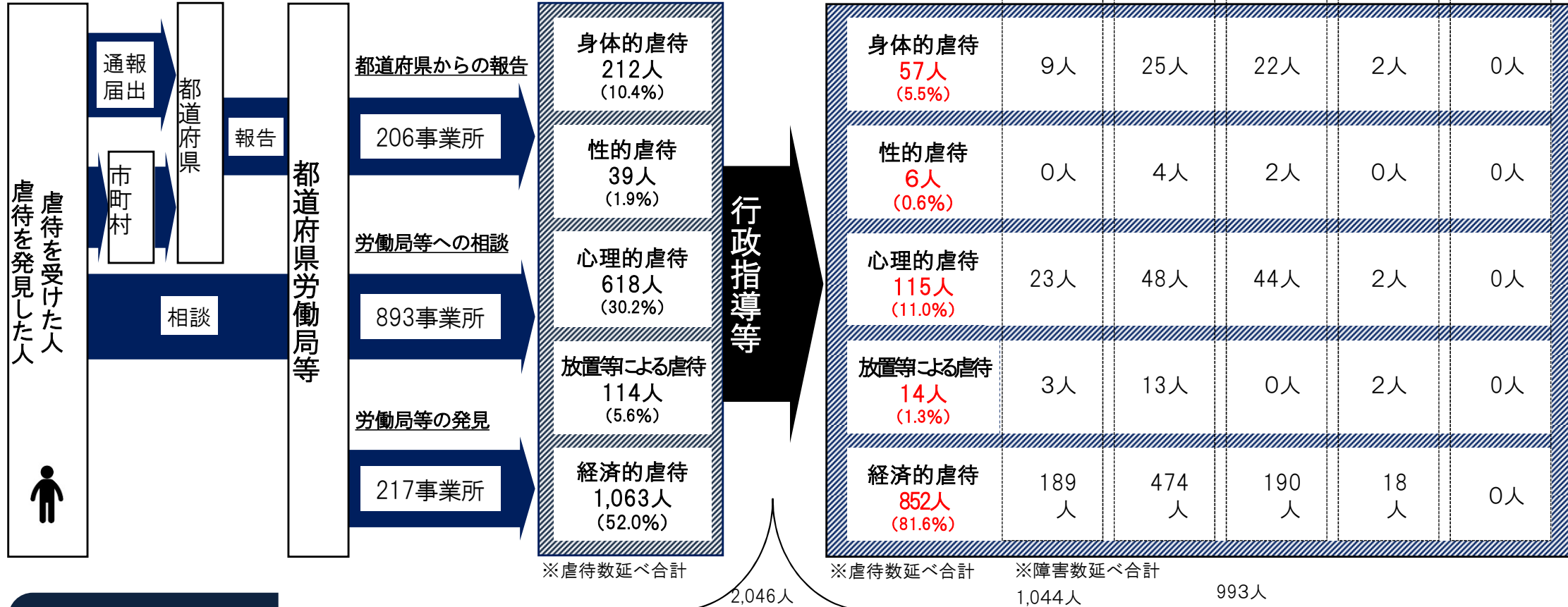
参考資料3

通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 **1,316事業所**
 ○通報・届出対象の障害者 **1,697人**

虐待が認められた事案

○虐待が認められた事業所 **581事業所**
 ○虐待が認められた障害者 **972人**



労働局での対応

○労働局で行った措置 **1,022件** ※平成28年度以前に通報・届出が寄せられた事業所を含む。

労働基準監督署	公共職業安定所	労働局 雇用環境・均等部(室)	
労働基準関係法令に基づく指導等 875件(85.6%) (うち最低賃金法関係 600件(58.7%))	障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 132件(12.9%)	男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 5件(0.5%)	個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 10件(1.0%)

平成30年度障害者虐待防止対策関係予算案

○ 地域生活支援事業費等補助金（障害者虐待防止対策支援） 予算額：493億円の内数

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問の実施

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施

③ 専門性の強化

例：医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析

④ 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

⑤ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 予算額：14,121千円（①3,816千円、②10,305千円）

1. 事業内容

① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

基本理念

成年後見制度の理念の尊重

- ① ノーマライゼーション
- ② 自己決定権の尊重
- ③ 身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

国等の責務

- 1 国の責務
- 2 地方公共団体の責務
- 3 関係者の努力
- 4 国民の努力
- 5 関係機関等の相互の連携

基本方針

- 1 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
- 2 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
- 3 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
- 4 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
- 5 任意後見制度の積極的な活用
- 6 国民に対する周知等

- 1 地域住民の需要に応じた利用の促進
- 2 地域において成年後見人等となる人材の確保
- 3 成年後見等実施機関の活動に対する支援

- 1 関係機関等における体制の充実強化
- 2 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

法制上の措置等

基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上・財政上の措置

成年被後見人等の権利制限に係る関係法律の改正その他の基本方針に基づく施策を実施するために必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずる

施策の実施状況の公表（毎年）

基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

地方公共団体の措置

市町村の措置

- ▶ 国の基本計画を踏まえた計画の策定等
- ▶ 合議制の機関の設置

援助

都道府県の措置

- ・ 人材の育成
- ・ 必要な助言

体制

成年後見制度利用促進会議

- 1 組織
会長：内閣総理大臣
委員：内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣等
- 2 所掌事務
 - ① 基本計画案の作成
 - ② 関係行政機関の調整
 - ③ 施策の推進、実施状況の検証・評価等

成年後見制度利用促進委員会

- ・ 有識者で組織する。
- ・ 基本計画案の調査審議、施策に関する重要事項の調査審議、内閣総理大臣等への建議等を行う。

意見

この法律の施行後2年以内の政令で定める日に、これらの組織を廃止し、新たに関係行政機関で組織する成年後見制度利用促進会議及び有識者で組織する成年後見制度利用促進専門家会議を設ける（両会議の庶務は厚生労働省に）。

その他

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」、コーディネートを行う「中核機関(センター)」)の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

障害者に対する成年後見制度関係の事業について

平成30年度予算案

① 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業費等補助金493億円の内数）

- ・事業内容：成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

② 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金493億円の内数）

- ・事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
 - (1) 法人後見実施のための研修
 - (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - (3) 法人後見の適正な活動のための支援
 - (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

③ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金493億円の内数）

- ・事業内容：成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

(7) 発達障害支援施策の推進について

発達障害児者及び家族等支援事業の創設

平成28年8月に施行された改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。家族への支援については、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について補助しているところであるが、新たに家族支援のためのメニューを創設し、身近な支援を実施するため対象自治体を市区町村まで拡大する。

<事業イメージ>

平成29年度まで
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害者支援体制整備事業

- ①地域支援体制サポート
 - ・市町村支援
 - ・事業所等支援
 - ・医療機関との連携
- ②家族支援体制整備
 - ・ペアレントメンターの養成に必要な研修等
 - ・ペアレントトレーニングの実施
 - ・ソーシャルスキルトレーニングの実施

平成30年度以降
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害児者及び家族支援体制整備事業

- ①ペアレントメンター養成等事業
- ②家族のスキル向上支援事業
- ③ピアサポート推進事業
- ④その他本人・家族支援事業

都道府県及び市町村で事業実施

発達障害児者及び家族等支援事業（新規）

①ペアレントメンター養成等事業



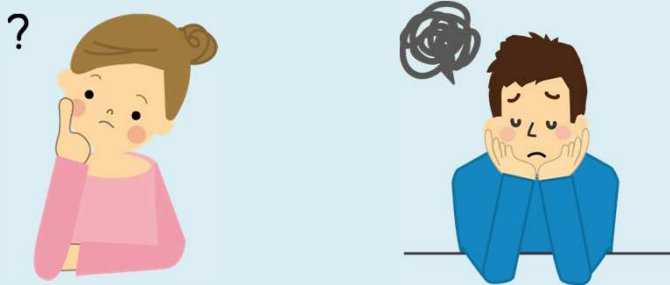
- ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ペアレントメンターの活動費の支援
- ペアレントメンター・コーディネーターの配置等

②家族のスキル向上支援事業



- 保護者に対するペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施等

③ピアサポート推進事業



- 同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供
- 集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等

④その他の本人・家族支援事業



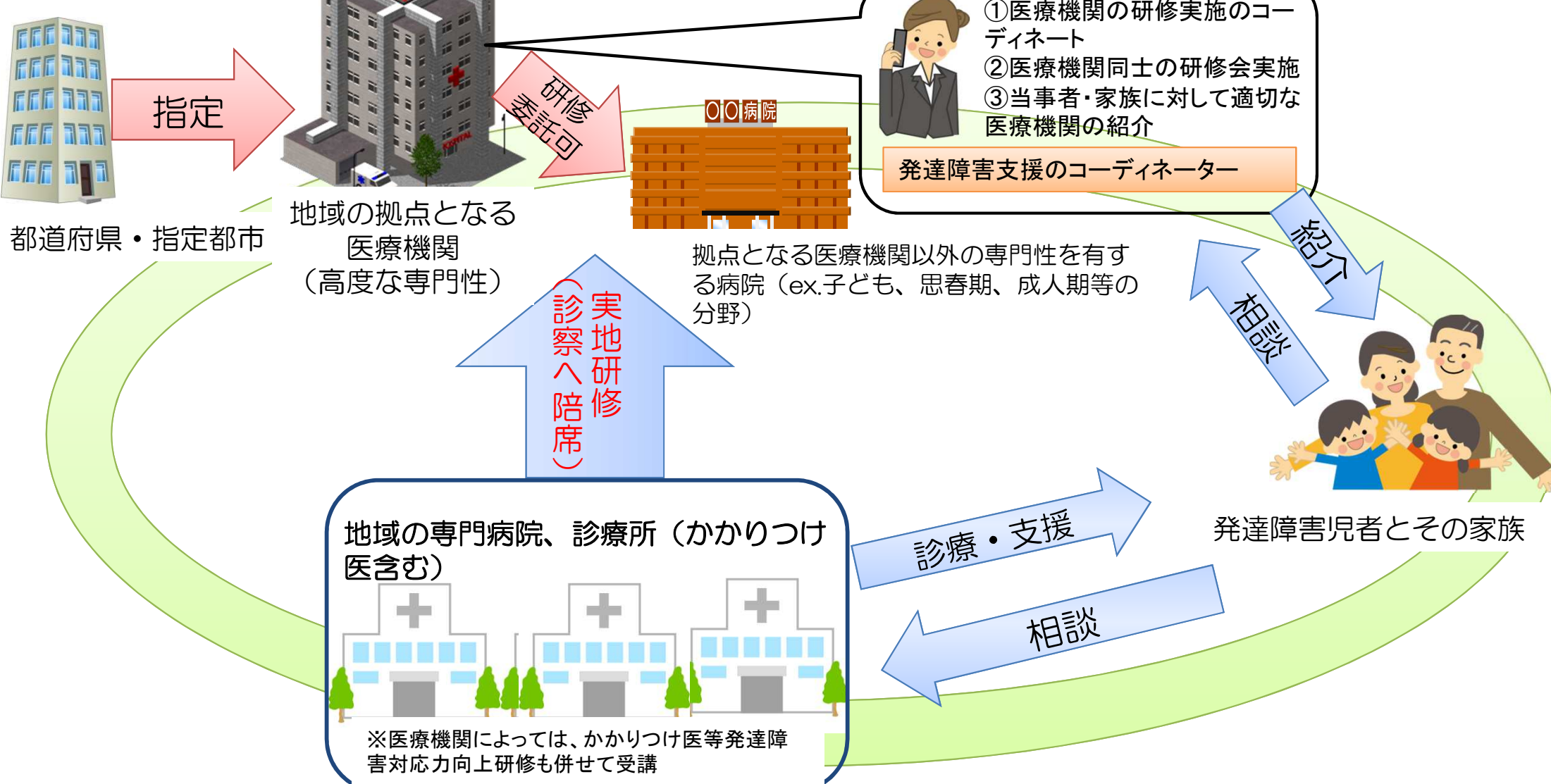
- 発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施等

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業（新規）

平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障害の専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。

これを踏まえ、平成30年度概算要求において発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。

<事業イメージ>



(8) 障害者の芸術文化活動に対する支援について

- 地域における障害者の自立と社会参加の促進において、芸術文化活動の振興は、大きな成果をもたらす重要な分野であることから、平成30年度においても、厚生労働省では、全国障害者芸術・文化祭の開催や、障害者芸術文化活動普及支援事業の実施を予定している。
- 平成30年度予算（案）においては、これまでの取組のより一層の充実を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成に資するため、以下の事業を行うよう充実を図っている。

① 障害者芸術文化活動普及支援事業

平成28年度までのモデル事業を通じて培った障害者の芸術文化活動支援のノウハウを全国に展開するため、平成29年度に本事業を創設し、22都道府県で23団体が事業に取り組んでいる。

平成30年度においては、更により多くの都道府県で事業を展開するため、予算の拡充を行った。なお、より地域の状況にあった実施体制が可能となるよう、都道府県レベルでの支援について、これまで法人が担っていた実施主体を、都道府県とすることとした。

② 全国障害者芸術・文化祭開催事業（平成30年10月6日～11月25日に大分県で開催予定）

平成30年度予算（案）においては、開催期間の長期化等に鑑み、予算の拡充を行った。

③ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催（地域生活支援促進事業（都道府県事業））

当該事業は、平成28年度までは地域生活支援事業の任意事業としていたところであるが、平成29年度からは、地域生活支援促進事業による重点事業（補助率：1/2）として位置付け、全国での実施を促進することとしている。

- また、内閣官房オリパラ事務局において、文化プログラム推進のために「beyond2020」の認証制度が創設され、本省でも認証組織として申請の受付を開始したところである。各都道府県におかれては、関係団体等へ周知して頂き、全国での機運醸成を図っていただきたい。

障害者の芸術文化活動に関する予算（平成30年度予算案）

【厚生労働省】

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

〔平成30年度予算案〕 212,500千円（平成29年度予算額 202,670千円）

〔事業内容等〕

「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。

平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図る。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援(県内の相談支援、人材育成等)
- (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施県・未実施県の支援、ブロック研修等)
- (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

〔実施主体〕 (1) 都道府県※ (2)(3) 社会福祉法人、NPO法人等

〔補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2)(3) 社会福祉法人等 定額(10/10相当)

※事業の全部または一部を団体への補助等により実施することも可能。

2. 全国障害者芸術・文化祭の開催

〔平成30年度予算案〕 70,500千円（平成29年度予算額 45,000千円）

〔事業内容等〕

① 全国障害者芸術・文化祭開催事業

文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

※ 平成30年10月6日～11月25日 大分県で開催予定

② 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

〔平成30年度予算案〕 地域生活支援促進事業（42億円）の内数

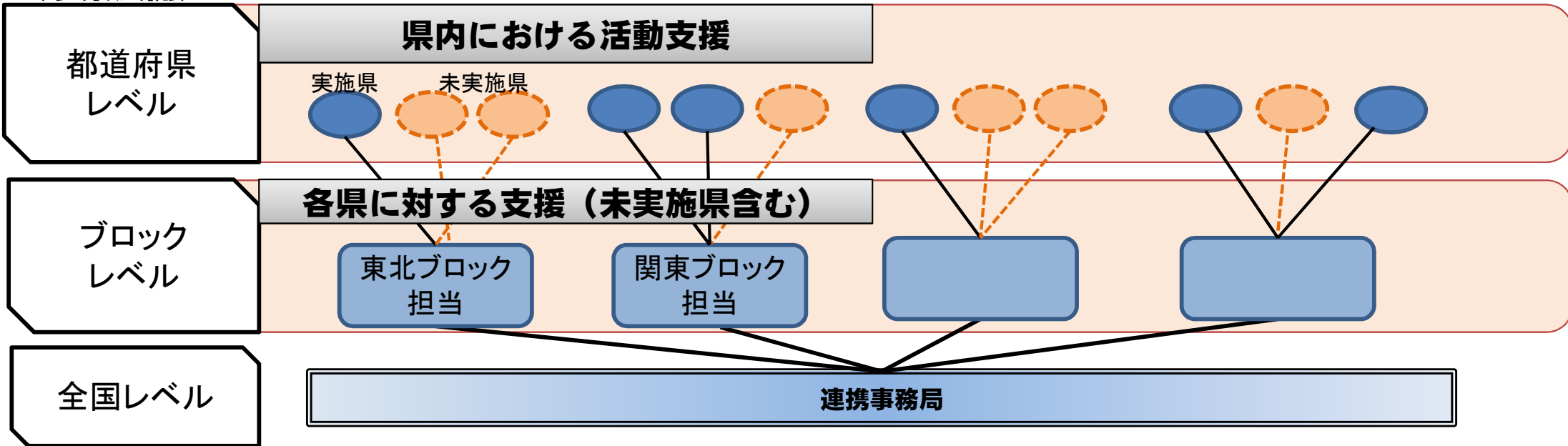
〔事業内容等〕

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、平成30年度大分県で開催する全国芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体〕 都道府県(全国障害者芸術・文化祭の開催県以外の都道府県)

〔補助率〕 1/2

＜事業展開＞



＜各レベルの事業内容＞

（１）都道府県レベル

障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を行う事業所を支援する「支援拠点」を設置し、次の事業を行う。

ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援（支援方法、著作権保護、鑑賞支援等）、支援者の人材育成、ネットワークづくり、展示会の開催等

イ 事業実施計画や進捗状況の確認、事業実施の協力を行う協力委員会の設置

ウ 芸術作品等を制作する障害者や作品の調査・発掘、専門家による評価や企画展による発信等の実施

（２）ブロックレベル

各支援拠点をブロック単位で支援する「広域支援拠点」を設置し、次の事業を行う。

ア 実施都道府県の支援拠点に対する相談支援、情報提供等

イ 未実施都道府県の事業所等に対する相談支援等

ウ 事業所育成、人材育成のためのブロック研修

エ ブロック内の状況把握、ネットワーク体制の構築

（３）全国レベル

各広域支援拠点を横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。

ア 広域支援拠点に対する支援

イ 広域支援拠点間の連絡調整、情報共有、意見交換等の実施

ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築

エ 全国の成果報告とりまとめ、発信等

オ 障害者団体等との連携

事業内容

目的

障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加者の促進に寄与することを目的とする。

主催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村等

開催地等

- (1) 毎年1回、秋季（概ね10月～12月の間）に開催
- (2) 開催地は、都道府県持ち回りで、毎年1回開催
- ※ 平成27年度から、国民文化祭と同一都道府県で開催

事業内容

1 文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。
 <実施内容の例>

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| (1) 文芸（短歌、俳句、川柳等） | (6) 舞踊（日本舞踊、バレエ、社交ダンス等） |
| (2) 美術（絵画、彫刻、工芸、書道、写真、タイプアート等） | (7) 演芸（手話落語等） |
| (3) 音楽（合唱、音楽会、演奏会、ジョイントコンサート等） | (8) 障害者の福祉に関するシンポジウム |
| (4) 演劇祭 | (9) 映画（バリアフリー映画上映）等 |
| (5) 伝統芸能（神楽等） | |

2 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県（大分県）が主体となって、各地域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

(参考) 開催状況等

第1回(H13)大阪府	第6回(H18)沖縄県	第11回(H23)埼玉県	第16回(H28)愛知県（平成28年12月9日～11日）	第21回(H33)和歌山県
第2回(H14)岐阜県	第7回(H19)長崎県	第12回(H24)佐賀県	第17回(H29)奈良県（平成29年9月1日～11月30日）	
第3回(H15)東京都	第8回(H20)滋賀県	第13回(H25)山梨県	第18回(H30)大分県（平成30年10月6日～11月25日）	
第4回(H16)兵庫県	第9回(H21)静岡県	第14回(H26)鳥取県	第19回(H31)新潟県	
第5回(H17)山形県	第10回(H22)徳島県	第15回(H27)鹿児島県	第20回(H32)宮崎県	

(9) 障害者自立支援機器等の開発促進について

- 障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた自立支援機器の開発（実用的製品化）を促進することが重要であるため、平成30年度においても「障害者自立支援機器等開発促進事業」により以下の取組みを行う予定である。

【自立支援機器の開発促進】

- これまで、実用的製品化に要する費用の一部を助成することにより、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しており、平成29年度からは、以下の充実を図ったところ。
 - ① 開発を行う中小企業に対する補助率のかさ上げ（補助率：1/2→2/3）
 - ② 開発テーマに「障害者の就労支援機器」を追加

【シーズ・ニーズマッチング交流会】 ※ 詳細は、テクノエイド協会HPやパンフレットを参照

- 障害者の個別具体的なニーズを的確に反映させた機器開発をスタートさせ、または、ニーズを踏まえた開発が進められるよう、障害者のニーズと開発企業のシーズを持ち寄る「シーズ・ニーズマッチング交流会」を12月に大阪、1月に福岡、2月に東京で開催する。（※平成30年度においても、平成29年度と同規模の開催を予定している）
 - [大阪開催] 平成29年12月19日（火）～20日（水）10:00～16:00 大阪マーチャндаイズマート（大阪市中央区大手前）
 - [福岡開催] 平成30年 1月16日（火）～17日（水）10:00～16:00 FEB HALL福岡ファッションビル（福岡市博多区博多駅前）
 - [東京大会] 平成30年 2月20日（火）～21日（水）10:00～16:00 TOC有明コンベンションホール（東京都江東区有明）

【自立支援機器の導入好事例普及事業】

- 平成30年度予算（案）においては、本事業を新たに追加し、障害者自立支援機器を効果的に利活用している好事例を表彰する等により、自立支援機器の普及・啓発を促すこととしている。

【事業目的】

障害者の自立や社会参加を支援する機器や技術の開発は、マーケットが小さい、経費的な問題からモニター評価が行えないといった理由から、実用的製品化が進んでいない状況にある。そこで、開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行うことで、障害者にとって使いやすく適切な価格の機器の実用的製品化を促進する。

【事業内容】

- (1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的製品化)に対する助成
- (2) シーズ・ニーズマッチング強化事業
- (3) 障害者自立支援機器導入好事例普及事業

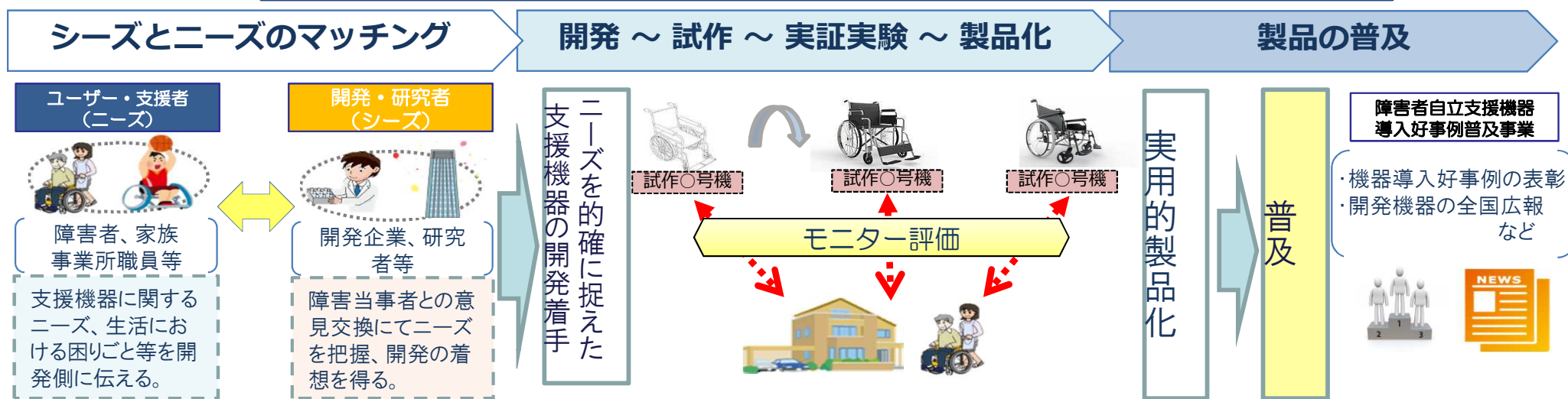
【実施主体】

民間団体 ((1)は、民間団体が開発企業等を公募して開発費を助成)

【補助率】

(1)は2/3、大企業(資本金3億円超)は1/2、(2)(3)は定額(10/10相当)

ニーズ把握から製品販売までのイメージ図



(2) シーズ・ニーズマッチング強化事業 (既存事業)

(1) 実用的製品化開発に要する費用の助成 (既存事業)

(3) 障害者自立支援機器 導入好事例普及事業 (新規事業)

障害者自立支援機器

シーズ・ニーズマッチング交流会

～作る人と使う人の交流会～

2017



入場
無料
入退場自由

- 大阪開催**
開催日 / 2017年12月19日(火)~20日(水)
時間 / 10:00-16:00
会場 / 大阪マーチャндаイズマート
- 福岡開催**
開催日 / 2018年1月16日(火)~17日(水)
時間 / 10:00-16:00
会場 / FFB HALL 福岡ファッションビル
- 東京開催**
開催日 / 2018年2月20日(火)~21日(水)
時間 / 10:00-16:00
会場 / TOC有明コンベンションホール

画: 裏田利博「華やかな世界」

公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

シーズ・ニーズマッチング交流会 2017

障害当事者のニーズをよりの確に捉えた支援機器開発の機会を創出すべく、シーズ(作る人)・ニーズ(使う人)のマッチング交流会を開催いたします。

交流会では、開発や改良を行う機器の展示を行うとともに、シンポジウムや、平成29年度障害者自立支援機器等開発促進事業 採択機関による成果報告会を開催いたします。

障害当事者と企業・研究者、政府系の研究開発支援機関等が一堂に会し、体験や交流を通じて、良質な支援機器の開発、さらにはこの分野への新規参入の促進を図ります。



〈会場の様子〉



昨年度の様子

〈シンポジウム〉



〈成果報告会〉

出展機器 開発対象分野 (予定)

- 肢体不自由者の日常生活支援機器
- 視覚障害者の日常生活支援機器
- 聴覚障害者の日常生活支援機器
- 盲ろう者の日常生活支援機器
- 難病患者等の日常生活支援機器
- 障害者の就労支援機器
- 障害者のコミュニケーションを支援する機器
- 障害者のレクリエーション活動を支援する機器
- 障害児の生活を豊かにする支援機器
- ロボット技術を活用した障害者の自立支援機器
- 脳科学の成果を応用した支援機器
- その他

お問合せ先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
TEL 03(3266)6883 FAX 03(3266)6885

〈一般参加申込みはこちら〉

テクノエイド協会

検索



〈大阪会場〉 大阪マーチャндаイズマート
京阪電車「天満橋駅」東口、地下鉄谷町線「天満橋駅」北改札口



〈福岡会場〉 FFB HALL 福岡ファッションビル
JR博多駅博多口、地下鉄「紙園駅」5番出口



〈東京会場〉 TOC有明コンベンションホール
ゆりかもめ「国際展示場正門駅」・りんかい線「国際展示場駅」